

原発賠償京都訴訟原告団共同代表の堀江です。
皆さま、いつもご協力いただき、心より感謝申し上げます。

今年2月にも京都訴訟のご報告をさせていただきましたが、この度、私たちの最高裁への上告が受理され、第一小法廷への係属が正式に決まりました。

本日は、これまでの経緯と今後の取り組みについて、改めてご報告させていただきます。

⇒②のスライドへ

繰り返しとはなりますが、始めにこの裁判が目指す4つの目的についてお話しさせていただきます。

1つは原発事故を引き起こした東京電力と国の加害責任を明らかにすることです。

2つめは、少なくとも法定被ばく限度を超える放射能汚染地域の住民について「避難の権利」を認めさせること

3つめは、原発事故によって元の生活を奪われたことに伴う損害を東京電力と国に賠償させること

そして、4つめが、子どもはもちろん、原発事故被災者全員に対する放射能健診、医療保障、住宅提供、雇用対策などの恒久対策を国と東京電力に実施させることです。

これらの実現を目指し、私たちは闘ってきました。

⇒③のスライドへ

この裁判は、福島原発事故による放射能汚染から逃れるため、福島県や東北、関東から京都へ避難してきた人々が原告となり、2013年9月に国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴したことから始まりました。

原告のほとんどが避難区域外からの避難者であるため、避難の相当性が認められるかどうか、この裁判の大きな争点でした。

京都地裁では、2018年3月に国の責任を認める判決がありましたが、昨年12月の大阪高裁判決では、一転して東京電力のみに賠償を命じ、一審で認めた国の責任を否定する不当な判決が言い渡されました。

⇒④のスライドへ

京都地裁判決と大阪高裁判決を比較したスライドです。

津波の予見可能性は、どちらも長期評価により海拔15.7m程度の津波が来ることは予見できたとしています。しかし、津波の結果回避可能性については判断が分かれませんでした。

京都地裁は、津波対策を講じていれば事故は回避できたのだから国に責任があるという判断でした。

一方、大阪高裁は、大規模な津波を予測できたとしても、国が東電に対策を義務付け、それが実行されたとしても、事故が起きる可能性はあったなどとして、国の責任を否定しました。

避難の相当性については、どちらの判決も賠償期間を2年間に限定し、認める区域外の基準も同じでした。しかし、大阪高裁では、自主的避難の開始時期が京都地裁の「2012年4月1日」よりも約3か月短縮され、「2011年12月31日」までとなりました。

これにより、2011年12月中に京都府に申し込みをして、入居が決まっていたにも関わらず、引っ越しが年を越してからだったという理由で、避難の相当性が認められなかったケースがありました。

なぜこれほどまでに、国の責任を認めない判決が続いているのか。その理由は、2022年6月17日の最高裁不当判決の影響にほかなりません。この日以降、国の責任を否定した判決は、現在18件にまで増加しています。これは、まさに「国策に追随する」判断です。

国策として推進されてきた原発が起こした事故について、国の監督責任が免罪されるなど、あってはならないことだと強く訴えたいと思います。

大阪高裁の不当判決に、私たちは非常に落胆し、なかなか気持ちを立て直すことができない原告もいましたが、この高裁判決に屈することなく、最高裁で闘い続けることを決意し、上告しました。

⇒⑤のスライドへ

今年6月に上告理由書などを最高裁に提出し、8月には最高裁の第一小法廷に係属が決まりました。

この第1小法廷には、かながわ訴訟や東京訴訟など全国各地の裁判も係属しています。

上告したのは39世帯94名、そのうち17世帯36名が東電にも上告しています。どんな思いで上告したのか、一部ですがご紹介します。

- ① 司法を糺すためにも最高裁に進むことを決意した
- ② 踏みにじられた人権を守るために闘う
- ③ 一人一人の命の上に原発が存在する、この国の在り方を最高裁での闘争で問いたい
- ④ 最終目標は原発事故被災者全員の被害回復と恒久対策の実現を目指して闘う
- ⑤ 最高裁の不当判決は最高裁でただす！

このような思いで、最高裁の闘いに臨みたいと思います。

⇒⑥のスライドへ

次に、上告に向けた取り組みをご紹介します。

まず1つは、最高裁の要請行動です。これは来週になりますが、10月2日に実施する予定です。

初めての行動で不安もありますが、しっかり伝えてきたいと思います。

2つめは最高裁あての署名行動です。この署名は3月から取り組み始め、皆さんにもご協力いただいておりますが、2日の要請行動の際は、この署名も提出する予定です。まだ署名していないという方はご協力をお願いします。

3つめは、全国的な『6・17 最高裁共同行動』への参加です。これは昨年から参加しており今後も継続していきたいと思っています。

⇒⑦のスライドへ

今年の6月16日に行われた最高裁共同行動では、全国から1,200人が集まり、最高裁をヒューマンチェーンで囲んで抗議の声を上げました。

参加した原告の1人は、『昨年12月の大阪高裁での不当判決を受けて、何か心にぽっかりと穴が空いてしまったようになっていたが、ヒューマンチェーンの会場で、様々な訴訟で闘い続けている原告や支援者の力強い笑顔や、青い空に映える色とりどりのバナーに「またここから頑張ろう」と胸が熱くなった。不当判決が出されても、原発事故による被ばくから、命を守るために避難し、それを長期に渡って継続しなければならないことは事実なのだから、今後とも諦めず、歩み続けたいと思う』と、感想を寄せてくれました。

私も参加してきましたが、同じ思いを持った人たちが全国から集まって声を上げることに、とても力強く勇気づけられました。こういった行動が無視できない大きな声、力となり、不当判決をひっくり返す、突破口となるかもしれないと思うので頑張りたいと思っています。本日の配布資料の中に、会報紙や署名用紙と一緒に、最高裁共同行動の報告ちらしがあるので、そちらをご覧ください。

⇒⑧のスライドへ

上告に向けた取り組みの最後は、ドキュメンタリー映画『決断』の上映会の継続です。この映画を通して、原発事故の実相や避難者の苦悩などを広く伝えていきたいと考えています。ちょうど、今月27日には京都大学吉田寮で2回上映会があります。また、来月16日にはコープ自然派きょうとさんの主催で、パタゴニア京都でも上映会があります。京大吉田寮の上映会では、映画にも出演している原告らのトークもありますので、ぜひお出かけください。

最後になりますが、原発の裁判は、引き続きとても厳しい状況にあることに変わりありません。しかし、私たちは、最高裁不当判決を覆し、原発事故の国の責任を明確に認めさせることを目指して、諦めずに声を上げ続けたいと思います。

全国各地の原告団や弁護団、そして支援者の皆さまと連携しながら闘っていきますので、引き続きご支援くださいますよう、よろしく願いいたします。